

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会の役員等の報酬及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程を適用する役員等とは次の者をいう。

- (1) 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第17条第1項に定める役員のうち常時勤務を要する役員（以下「常勤役員」という。）
- (2) 常勤役員以外の役員及び定款第5条に定める評議員
- (3) 定款第6条第1項に定める評議員選任・解任委員会の委員（ただし、職員を除く。）

(報酬及び旅費)

第3条 前条第1号に規定する常勤役員の報酬月額は40万円を超えない範囲内において会長が別に定める額とする。

- 2 栃木県を退職し、栃木県のあつ旋により常勤役員となっている者（栃木県を退職し、栃木県のあつ旋により職員となった者で、その後常勤役員となっている者を含む。以下「特定役員」という。）にかかる報酬に関しては、前項の規定に関わらず栃木県退職職員の再就職に関する規程に基づき栃木県知事が定める額を基準として別に定めるものとする。
- 3 前条第2号及び第3号に規定する、常勤役員以外の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員会の委員（以下「役員等」という。）が理事会、評議員会、監査、評議員選任・解任委員会その他の会議に出席したとき、又はその役職にかかる用務のため旅行したときには、報酬として1日につき3,300円を支給する。
- 4 前項に基づき日額報酬を支給するときには、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会役員等の旅費に関する規程に基づいて支給される旅費と同額を併せて支給する。

(常勤役員の通勤手当)

第4条 通勤のために、交通機関又は自動車その他の交通用具を使用する常勤役員には通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当の額は、給与規程の適用を受ける職員の例により算出するものとする。

(常勤役員の期末手当)

第5条 6月1日及び12月1日（これらの日を以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対し、期末手当を支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、会長が別に定める額とする。

(常勤役員の退職手当)

第6条 常勤役員が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職手当を支給する。ただし、特定役員については支給しない。

2 退職手当の額は、給与規程の適用を受ける職員の例により算出するものとする。

(常勤役員の慰労金)

第7条 前条の規定にかかわらず殉職、又は功労のあった者の退職の場合には、慰労金を併給することができる。

(常勤役員の報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員の報酬、通勤手当、期末手当及び退職手当の支給方法は、給与規程の適用を受ける職員の例によるものとする。

(評議員会での決議)

第9条 第3条第1項及び第2項に基づき会長が定める常勤役員の月額報酬、第5条第2項に基づき会長が定める常勤役員の期末手当の額については、定款第11条(2)に基づき評議員会での決議を経て決定するものとする。

2 前項に定める評議員会での決議は、会計年度ごとに行うものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成15年4月1日施行の社会福祉法人栃木県社会福祉協議会役員報酬規程及び昭和44年5月26日施行の社会福祉法人栃木県社会福祉協議会役員等費用弁償規程は廃止する。

附 則

平成29年6月28日 定時評議員会において制定承認